証券コード　3066
平成29年６月８日

株　主　各　位

名古屋市緑区桶狭間切戸2217番地
株式会社 JBイレブン
代表取締役社長　新　美　　司

第36期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第36期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年６月23日（金曜日）営業時間終了時（午後６時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成29年６月26日(月曜日）午前10時
２．場　　所　名古屋市南区東又兵ヱ町五丁目１番地の16
　日本ガイシフォーラム２階レセプションホール
　（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申しあげます。）
３．目的事項
　報告事項　１．第36期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
　２．第36期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）計算書類報告の件
　決議事項
　第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件
　第２号議案　補欠の監査等委員である取締役２名選任の件
　第３号議案　取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額および内容決定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎本招集通知の内容につきましては、株主の皆様へ早期に情報を提供する観点から、本招集ご通知発送前に、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.jb11.co.jp/）に開示いたしました。
◎次の事項につきましては、法令および当社定款14条の規定に基づき、上記当社のウェブサイトに掲載しておりますので本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
　①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
　②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
◎株主総会参考書類および事業報告、計算書類並び連結計算書類に修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎当日当社役職員は、ノーネクタイの軽装（クールビズ）にて対応させていただきます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席いただきますようお願い申しあげます。
◎株主総会終了後、株主の皆様との対話をいたしたく、懇親試食会の場を設けておりますのでお気軽にご出席いただきご意見などを賜りたいと存じます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業経過および成果

当連結会計年度（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）の経済概況は、期間の初め円高等により生産や輸出に減速傾向が見られましたが、期間の中頃より海外経済の持ち直し等を背景に回復局面へと移行しました。また、インバウンド消費のいわゆる爆買いは沈静化しましたが、米国大統領選挙の直後より、円安への急転換や、株式相場の上昇等が見られました。

外食産業全般では、求人難とともにパート・アルバイト時給の高止まりは変わらない中、顧客の価格重視傾向も再び強まりを見せ、企業間競争は引き続き厳しいまま推移しました。また、夏場の繁忙期には、オリンピックや台風･降雨等による外出の抑制傾向が見られ、業績に影響を与えました。

このような環境下で当社グループは、引き続き抑制した投資姿勢を維持しつつ、当連結会計年度中に３店舗（愛知県３店舗）を新規に出店し、11店舗で改装を実施しました。また、不動産賃貸借契約の期間満了に伴い、３店舗(愛知県２店舗、静岡県１店舗)を退店しました。

これらの結果、当連結会計年度末のグループ店舗数は83店舗（前期末比増減無し）となりました。

営業面では、10月に一部商品の売価を若干値上げするとともに、引き続き商品・サービス・設備等の改善に努め、労務管理の徹底等も含め、営業運営体制の強化を図りました。また、ＥＳ（従業員満足）の向上によるＣＳ（顧客満足）の向上を目的とした「サンクスカード制度（従業員同士を互いに褒め合う制度）」を強化推進する等、組織力の底上げやサービスレベルの向上にも努めましたが、残念ながら既存店売上高は前年同期比99.7％と、５期振りの前年割れとなりました。

原価面では、米･野菜等の原材料価格高に加え、値引き販売等の影響もあり、自社グループ工場で新たに２品目の製品を開発する等、原価低減にも努めましたが、売上原価率は前年同期比0.4ポイント悪化しました。

また、販売費及び一般管理費では、エネルギー単価が低位推移しましたが、時給単価の上昇等で人件費負担が増加したこと等により、販売費及び一般管理費の売上に占める割合は同0.3ポイント悪化しました。

以上により、当連結会計年度の売上高は6,637百万円（前期比0.3％の減収）となりました。

利益面では、原価および人件費の増加が重く、営業利益は148百万円（同24.1％の減益）となり、経常利益も150百万円（同17.3％の減益）となりました。

また、特別損失として、契約期間満了のため将来３店舗の退店を見込んだことによる減損損失68百万円、賃貸していた店舗の固定資産を売却したことによる固定資産売却損２百万円、および11店舗の改装に伴う固定資産除却損３百万円、以上合計74百万円を特別損失に計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は40百万円（同3.6％の減益）となりました。

部門別の状況は、次のとおりです。

（クイックサービス部門）

当部門は、「一刻魁堂」業態、およびその派生業態の「一刻魁堂/真一刻」でありましたが、当連結会計年度中に「ロンフーエアーキッチン」業態を新たに開発し出店しました。同業態は、空港のフードコート立地という特性に合わせ、「一刻魁堂」業態のラーメンと、「ロンフーダイニング」業態のチャーハンを融合させ、特にチャーハンは新感覚の「混ぜて食べるカップチャーハン」を新規に開発しました。この結果、同店舗は、計画を大幅に上回る好調な売上で推移しました。

また、当連結会計年度中の新規出店は、「一刻魁堂」１店舗（一宮インター店）、および「ロンフーエアーキッチン」１店舗（セントレア店）の計２店舗でした。また「一刻魁堂」７店舗（アピタタウン稲沢店･東海店･イオンモール神戸北店･豊田南店･みよし店・アピタ千代田橋店･土岐店）で改装を実施し、これまでと同様に老朽化した内外装の修繕等を進めた他、売上増加や提供時間の短縮を目指した客席増設やキッチンレイアウト変更にも重点を置きました。また、「一刻魁堂」３店舗(岡崎店･セントレア店･藤枝店)を退店しました。

これらの結果、当連結会計年度末の当部門の店舗数は60店舗（前期末比１店舗の減少）となり、内訳として、「一刻魁堂」56店舗（同２店舗の減少）、および「一刻魁堂/真一刻」３店舗(同増減無し)、および「ロンフーエアーキッチン」１店舗（同１店舗の増加）となりました。

商品面では、「春の塩野菜タンメン」、「うなぎ冷麺」、そして昨年好評だった「一刻油そば」に続き、冬の定番メニュー「野菜みそバターラーメン」では広島県産の牡蠣を使用した「牡蠣入り野菜みそバターラーメン」等、季節商品を継続的に投入する一方で、麺･ラーメンタレ等の基礎食材の品質向上にも努めました。また、脇役の強化も図り、新開発ドレッシング等サラダ品質の向上、ギョーザやラーメン等にも合う自社製ラー油「一刻十一味辣油(いっこくじゅういちみらーゆ)」の新開発とテーブル設置等も進めました。
また、販売促進策として、クーポン付の新聞広告に加え、スマートフォン向けアプリを利用したリピーターの囲い込み等も推進しました。

以上の結果、当部門の既存店売上高は、平成25年10月より34か月の間、一貫して前年同月の売上高を超えていましたが、当連結会計年度中の平成28年８月に水面下に割り込み、その後、年度の終わり頃に再び水面上へと回復しました。この結果、通期の既存店売上高は、前期比100.0％となり、客数は同98.6％となりました。
また、新店を含めた部門合計の売上高は4,734百万円となり、前期比1.1％の減収となりました。

（カジュアルサービス部門）
当部門は、「ロンフーダイニング」業態、およびその派生業態である「ロンフービストロ」であり、当連結会計年度中の新規出店は、「ロンフービストロ」１店舗（KITTE名古屋店）でした。また、「ロンフーダイニング」４店舗（博多１番街店･ゆめタウン呉店･イオンモール岡山店･イオンモール木曽川店）で改装を実施しました。

これらの結果、当連結会計年度末の当部門の店舗数は23店舗（前期末比１店舗の増加）となりました。内訳として、「ロンフーダイニング」20店舗（同増減無し）、および「ロンフービストロ」３店舗（同１店舗の増加）となりました。

商品面では、期間限定でのフェア開催や、冬季の「紅ずわい蟹と帆立のチャーハン」等、高付加価値商品の開発投入の他、「担々麺」等の主力商品のブラッシュアップにも取り組み、「麻婆豆腐」の辛さでは当社過去最強の辛さ「デビルスタイル」を開発し導入しました。また、週末ランチタイムに「選べるチャーハンのホリデーランチ」を、ディナータイムには人気メニューの「酢豚」等を「麻婆豆腐」とセットで食べられる定食メニューも展開しました。

販売強化策としては、ビルイン型の店舗でサンプルケースの内容変更やタペストリーの新設等、店頭プレゼンテーションの強化を図った結果、10月頃より各時間帯の客数が力強く回復してきました。また、フードコート型の店舗では、メニューボードの商品提案方法、および注文時の段階的なセールストーク等の新たな販売手順を導入した結果、導入後は客数・客単価ともに大幅に伸び、対象店３店舗の合計では売上高前年同月比で各月120%を超える水準を維持しました。

以上の結果、当部門の既存店売上高は、当初前年割れの傾向にありましたが、10月以降は回復基調が鮮明となった結果、前期比98.8%となり、客数は同99.6%となりました。

また、新店も含めた部門合計の売上高は1,829百万円となり、前期比2.0%の増収となりました。

部門別売上高

区　　分	売　上　高	構　成　比
クイックサービス部門	4,734百万円	71.3%
カジュアルサービス部門	1,829百万円	27.6%
そ　の　他	73百万円	1.1%
合　　計	6,637百万円	100.0%

②　設備投資の状況

当連結会計年度中において実施しました当社グループの設備投資の総額は195百万円で、その主なものは次のとおりです。

(a)　当連結会計年度中の新規出店　（３店舗）

ＪＢレストラン株式会社

クイックサービス部門	一刻魁堂	一宮インター店
	ロンフーエアーキッチン	セントレア店
カジュアルサービス部門	ロンフービストロ	ＫＩＴＴＥ名古屋店

(b)　当連結会計年度中の既存店リニューアル（11店舗）

ＪＢレストラン株式会社

クイックサービス部門	一刻魁堂	アピタタウン稲沢店
		東海店
		イオンモール神戸北店
		豊田南店
		みよし店
		アピタ千代田橋店
		土岐店
カジュアルサービス部門	ロンフーダイニング	博多１番街店
		ゆめタウン呉店
		イオンモール岡山店
		イオンモール木曽川店

(c)　当連結会計年度中のその他の設備投資

桶狭間フーズ株式会社

名古屋センター	衛生設備および生産設備増強等
有松工場	生産設備増強等

③　資金調達の状況

主として設備の新設、改装等および借入金返済に充当するため、金融機関より長期借入金７億円の資金調達をしました。

④　他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑤ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分または新株予権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区　　分	第 33 期 (平成26年３月期)	第 34 期 (平成27年３月期)	第 35 期 (平成28年３月期)	第 36 期 (当連結会計年度) (平成29年３月期)
売　　上　　高(千円)	－	6,139,966	6,654,952	6,637,861
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	－	30,914	42,403	40,896
１株当たり当期純利益（円）	－	8.81	12.09	5.83
総　　資　　産(千円)	－	4,377,958	4,322,293	4,280,353
純　　資　　産(千円)	－	1,119,952	1,150,141	1,183,650
１株当たり純資産額（円）	－	319.15	327.79	168.53

（注）１．平成26年10月１日付で持株会社体制へ移行したことに伴い、第34期より連結計算書類を作成しておりますので、第33期の状況は記載しておりません。

２．平成29年４月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。第36期の１株当たり当期純利益および１株当たり純資産額につきましては、第36期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

② 当社の財産および損益の状況

区　　分	第 33 期 (平成26年３月期)	第 34 期 (平成27年３月期)	第 35 期 (平成28年３月期)	第 36 期 (当事業年度) (平成29年３月期)
売　　上　　高(千円)	5,778,900	3,765,553	1,649,055	1,639,873
当　期　純　利　益(千円)	22,448	20,350	43,634	68,195
１株当たり当期純利益（円）	6.64	5.80	12.44	9.72
総　　資　　産(千円)	3,999,453	4,997,190	4,176,382	4,131,955
純　　資　　産(千円)	1,080,052	1,109,388	1,140,808	1,201,616
１株当たり純資産額（円）	307.76	316.14	325.13	171.09

（注）１．平成26年４月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。第33期の１株当たり当期純利益および１株当たり純資産額につきましては、第33期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

２．平成29年４月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。第36期の１株当たり当期純利益および１株当たり純資産額につきましては、第36期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ＪＢレストラン株式会社	8,000千円	100.0%	飲食店の店舗運営
桶狭間フーズ株式会社	8,000千円	100.0%	食材の製造販売

③ 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、次の各項目を重要施策として取り組み、規模の拡大、収益力の向上、および財務体質の改善を進めます。

① グループとしてのコーポレートガバナンス強化に努めつつ、次世代経営者の育成を図ることで、Ｍ＆Ａを重点課題として捉え、事業領域の拡大を進める。

② 既存の業態力を絶えずイノベーションし、業態のブランド価値を高めるとともに、商品を中心とした業態の持つ独自性(優位性)により、顧客から優先的に選択される競争力を確立し、収益力を高める。

③ 既存店舗に対しても適時適切な設備投資を継続実行することで陳腐化を防止しつつ、店舗の組織力およびオペレーション力の底上げを図り、１店舗当たりの平均月商を高める。

④ 財務規律を重視しつつスクラップアンドビルドを推進し、出店エリアを守りながら着実な新規出店を進める。

⑤ 製造部門(名古屋センター・有松工場)を引き続き強化するとともに、食材産地にまでさかのぼった品質管理体制を構築し、競争力を持った商品

力の基盤を整備するとともに、食材の外部販売も拡大していく。

⑥　理念の共有をベースに働きがいの創造と全員参加による経営を目指し、環境変化に即した人事労務管理制度の積極的な拡充と、女性活躍の推進も重点課題とし、人材の育成および労働力の安定確保を図る。

(5) 主要な事業内容（平成29年３月31日現在）

当社グループの主要事業は、ラーメン飲食店、中華料理飲食店の直営店の経営および食材の製造・加工を行っており、一部を外部に販売しております。

事　業　区　分	業　態　区　分
クイックサービス部門	「一刻魁堂」「一刻魁堂/真一刻」 「ロンフーエアーキッチン」
カジュアルサービス部門	「ロンフーダイニング」「ロンフービストロ」

(6) 主要な営業所および工場（平成29年３月31日現在）

①　当社

本　　社　名古屋市緑区桶狭間切戸2217番地

②　ＪＢレストラン株式会社

本　　社　名古屋市緑区桶狭間切戸2217番地

営業店舗

業態別	店舗数	都道府県別
一刻魁堂	56	埼玉県１店 千葉県２店 岐阜県９店 静岡県３店 愛知県34店 三重県４店 兵庫県１店 奈良県１店 広島県１店
一刻魁堂／真一刻	3	愛知県１店 三重県１店 大阪府１店
ロンフーエアーキッチン	1	愛知県１店
ロンフーダイニング	20	埼玉県１店 東京都３店 静岡県１店 愛知県３店 大阪府３店 兵庫県１店 奈良県１店 岡山県１店 広島県２店 福岡県４店
ロンフービストロ	3	東京都１店 愛知県２店

③　桶狭間フーズ株式会社

本　　社　名古屋市緑区桶狭間切戸2217番地
名古屋センター　名古屋市緑区桶狭間切戸2217番地
有　松　工　場　名古屋市緑区野末町405番地

(7) 使用人の状況（平成29年３月31日現在）

①　企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
209(735) 名	14(28) 名

（注）使用人数は就業員数であり、パート・アルバイト等は（　）内に年間の平均人員を外数（１日８時間換算人数）で記載しております。

②　当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均勤続年数
16(10) 名	1(0) 名	7.7年

（注）１．使用人数は就業員数（当社から社外への出向者を除いております。）であり、パート・アルバイト等は（　）内に年間の平均人員を外数（１日８時間換算人数）で記載しております。
２．平均勤続年数の数値には、パート・アルバイト等の数値は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	927,572千円
三井住友信託銀行株式会社	602,020
株式会社みずほ銀行	140,014
株式会社三重銀行	100,933
株式会社京都銀行	97,561

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況（平成29年３月31日現在）

(1) 株式の状況

①　発行可能株式総数　　7,280,000株

（注）平成29年４月１日付にて実施した株式分割（１株を２株）に伴い、同日付をもって発行可能株式総数は7,280,000株増加し、14,560,000株となっております。

②　発行済株式の総数　　3,512,000株（自己株式958株を含む）

（注）平成29年４月１日付にて実施した株式分割（１株を２株）に伴い、同日付をもって発行済株式の総数は3,512,000株増加し、7,024,000株となっております。

③　株主数　　4,167名

④　大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
新美司	462,000株	13.16%
株式会社グルメ杵屋	271,600株	7.74%
椋本充士	258,600株	7.37%
尾家産業株式会社	176,800株	5.04%
ＮＩＭホールディングス有限会社	125,004株	3.56%
アリアケジャパン株式会社	98,800株	2.81%
ＪＢイレブン社員持株会	92,260株	2.63%
サッポロビール株式会社	84,000株	2.39%
株式会社折兼	82,000株	2.34%
北沢産業株式会社	74,000株	2.11%

（注）持株比率は自己株式（958株）を控除し、小数点第３位以下を四捨五入して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

３．会社役員の状況

(1) 取締役の状況（平成29年３月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	新美　司	桶狭間フーズ株式会社取締役
常務取締役	永江修哉	店舗開発部・人事部担当
取締役	伊藤真一	総務部・経理部・経営管理部担当 総務部長 兼 経営管理部長 ＪＢレストラン株式会社取締役 桶狭間フーズ株式会社取締役
取締役	亀岡巧	商品部担当 桶狭間フーズ株式会社代表取締役社長
取締役	福島寿雄	営業推進部担当 営業推進部長 ＪＢレストラン株式会社代表取締役社長
取締役	椋本充士	株式会社グルメ杵屋代表取締役社長 社会福祉法人ジー・ケー社会貢献会理事長 株式会社エイエイエスケータリング取締役会長 大阪木津市場株式会社取締役 株式会社神明ホールディング取締役
取締役 （常勤監査等委員）	伊藤眞一郎	
取締役 （社外監査等委員）	木村元泰	公認会計士・税理士 木村元泰会計事務所代表 富士精工株式会社監査役
取締役 （社外監査等委員）	岩瀬余止秀	株式会社グルメ杵屋常勤監査役 株式会社エイエイエスケータリング監査役

（注）１．当社は平成28年６月27日開催の第35期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。

２．取締役椋本充士氏は、社外取締役であります。

３．取締役（監査等委員）木村元泰氏および岩瀬余止秀氏は社外取締役であります。

４．当社は社外取締役（監査等委員である社外取締役も含む）および常勤監査等委員との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、それぞれ、法令が定める額を限度としております。

５．取締役椋本充士氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

６．取締役（社外監査等委員）木村元泰氏および岩瀬余止秀氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
７．取締役（社外監査等委員）木村元泰氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
８．平成28年６月27日開催の第35期定時株主総会終結の時をもって、取締役寺岡成晃氏は任期満了により退任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	支給人員	支　給　額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	7名 （2名）	56,000千円 （800千円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 （2名）	3,690千円 （1,350千円）
監査役 （うち社外監査役）	3名 （2名）	1,230千円 （450千円）
合計 （うち社外役員）	10名 （4名）	60,920千円 （2,600千円）

（注）１．上記には、平成28年６月27日開催の第35期定時株主総会終結をもって退任した社外取締役１名を含めております。なお当社は、平成28年６月27日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
２．監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は平成８年８月30日開催の株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、平成28年６月27日第35期定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役分は20百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
３．取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成28年６月27日開催の当社株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。
４．監査役の報酬限度額は、平成８年８月30日開催の当社株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。
５．合計欄は実際の支給人数を記載しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

	取締役会（全13回開催）	
	出席回数	出席率
椋本充士	12回	92.3%
木村元泰	13回	100.0%
岩瀬余止秀	13回	100.0%
寺岡成晃	3回	100.0%

（注）１．当社は、平成28年６月27日開催の第35期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。

２．取締役椋本充士氏は、飲食業全般の経験および経営者の観点から適宜発言を行っております。

３．取締役（社外監査等委員）木村元泰氏は、公認会計士・税理士としての専門的見地から適宜意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

４．取締役（社外監査等委員）岩瀬余止秀氏は、飲食業全般の経験から適宜意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

５．平成28年６月27日開催の第35期定時株主総会終結の時をもって、取締役寺岡成晃氏は任期満了により退任いたしました。

	監査等委員会（全10回開催）	
	出席回数	出席率
木村元泰	10回	100.0%
岩瀬余止秀	10回	100.0%

（注）１．取締役（社外監査等委員）木村元泰氏は、監査等委員会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

２．取締役（社外監査等委員）岩瀬余止秀氏は、監査等委員会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

３．上記の他、両氏共に監査等委員会設置会社移行前の監査役会３回のうち３回に出席しております。

② 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

・取締役椋本充士氏は、株式会社グルメ杵屋の代表取締役社長、社会福祉法人ジー・ケー社会貢献会理事長、株式会社エイエイエスケータリング取締役会長、大阪木津市場株式会社取締役および株式会社神明ホールディング取締役であります。株式会社グルメ杵屋は当社の大株主であり、当社との間で資本業務提携を行っております。当社とその他の兼職先との間には、特別の関係はありません。

・取締役（社外監査等委員）木村元泰氏は、木村元泰会計事務所代表を兼務しておりますが、当社と同会計事務所との間に重要な取引関係はありません。

・取締役（社外監査等委員）木村元泰氏は、富士精工株式会社の監査役であります。当社と富士精工株式会社との間には、特別の関係はありません。

・取締役（社外監査等委員）岩瀬余止秀氏は、株式会社グルメ杵屋の常勤監査役および株式会社エイエイエスケータリング監査役であります。株式会社グルメ杵屋は当社の大株主であり、当社との間で資本業務提携を行っております。当社と株式会社エイエイエスケータリングとの間には、特別の関係はありません。

４．会計監査人の状況

(1) 名称　　桜橋監査法人

(2) 報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	10,800千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	10,800千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意をしております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

５．会社の体制および方針

⑴ 業務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①　当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

１．当社および子会社の取締役および使用人が法令・定款を遵守し、倫理観を持ち行動することができるよう倫理綱領ならびにコンプライアンス規程を定め、コンプライアンス体制の維持・向上を図る。

２．内部統制および企業倫理の責任体制を明確化するため、当社の常勤取締役、常勤監査等委員、全部室長および子会社の代表取締役で構成するコンプライアンス委員会を設置し、当委員会を通じて当社および子会社にわたるコンプライアンスの醸成に努めるとともに、リスクマネジメントを図る。

３．当社は、監査等委員会を設置するとともに、複数の社外取締役を選任し、取締役の職務の執行について法令・定款に適合することを監視する。

４．内部監査を定期的に実施し、法令・定款および当社ならびに子会社の規程に準拠し業務が適正に行われているか監査する。内部監査は、当社の代表取締役直属の内部監査室を設置し、専任体制により、当社および子会社を対象に計画的に実施し、監査結果は当社の代表取締役へ報告するとともに、子会社を含む被監査部署の改善事項の進捗状況も報告する。

５．コンプライアンス規程内に内部通報制度を制定し、当社および子会社の通報・相談を推進するための「内部通報窓口」を設置し、未然防止および事実の早期把握と牽制機能を確保する。

６．その他、顧問弁護士、監査法人および外部専門家等の助言を参考に、コンプライアンス体制の確立に取り組む。

②　当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

１．取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、法令および文書管理規程に基づき、定められた期間保存する。

2．取締役の職務の執行に必要な文章について、取締役（監査等委員である取締役含む。）から閲覧の要請があった場合には速やかに対応する。

③　当社および子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1．当社および子会社の事業活動上の重大な事態が発生した場合には、コンプライアンス規程、安全衛生規程、および衛生管理規程等に基づき、関係委員会の開催および対策本部の設置等により、迅速かつ的確な対応を行うとともに、損失・被害等を最小限にとどめる体制を取るものとする。

2．必要に応じ顧問弁護士等の外部専門家にアドバイスを受け、法的リスクの軽減に努める。

④　当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1．当社の取締役会を毎月開催し、取締役会規程により定められた事項およびその付議事項は、すべて当社の取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行う。なお、取締役会には、取締役（監査等委員である取締役含む。）の他、執行役員および子会社の代表取締役も出席させ、付議事項について説明を求めるとともに、必要に応じて意見等を聴収する。また、子会社においても、必要に応じて子会社の取締役会を開催するものとする。

2．取締役会では定期的に各取締役の他、執行役員および子会社代表取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性および効率性の監督等を行う。

3．日常の職務執行については、職務権限規程および業務分掌規程等の規程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を確保するとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を維持する。

4．経営環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、執行役員制度を導入するとともに、常勤取締役、常勤監査等委員、全部室長および子会社の代表取締役が出席する「経営会議」を原則として隔週１回程度開催し、業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から確認、報告することにより意思決定の迅速化を図る。

⑤　当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

１．当社および子会社のそれぞれが自立的に業務の適正を確保するための体制を整備することを基本とし、そのうえでＪＢイレブングループ共通の規程に基づき適切な管理を行う。

２．子会社の代表取締役は、各子会社での取締役会における報告事項および決議事項等の状況の他、子会社における重要事項および個別経営課題等について、当社の経営会議において適宜報告をする。

３．当社の取締役および執行役員の一部が、子会社の取締役を兼務し、子会社の運営を監視・監督する。また、当社の監査等委員は、適宜子会社の監督を行い、子会社の業務の適正を確保する体制を整備する。

４．子会社は、当社の内部監査室による定期的な内部監査の対象とし、監査の結果は当社の代表取締役に報告を行う。

⑥　監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人を置くことを求めた場合における事項ならびに当該取締役および使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項

１．監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、必要に応じて監査等委員の職務を補助する取締役および使用人として適切な人材を配置することができる。

２．監査等委員の職務を補助すべき取締役および使用人に関する評価、その異動、選任については、監査等委員会の同意を要する。

３．監査等委員を補助すべき取締役および使用人に対する指揮命令権限は、監査等委員または監査等委員会に帰属するものとし、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令は受けないものとする。

⑦　取締役および使用人が監査等委員に報告するための体制および当該報告した者が報告したことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

１．監査等委員は、取締役会およびその他の重要な会議に参画し、報告を求めることができる。また、監査等委員が必要と判断する会議の議事録について、閲覧することができる。

２．当社および子会社の取締役および使用人は、当社および子会社に重大な法令・定款違反および会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知った場合は、速やかにその事実を監査等委員に報告する。

３．監査等委員は、その職務執行上必要と判断した事項について、当社および子会社の取締役および使用人に報告を求めることができる。
４．当社および子会社は、監査等委員へ報告を行った当社および子会社の取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

⑧　その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
１．監査等委員は、代表取締役と定期的または必要に応じて面談し、経営方針、その他必要事項および監査上の重要な課題等について意見交換する。
２．監査等委員は、会計監査人および内部監査室との連携を図るため、随時会合を持つ。
３．監査等委員は、必要に応じて顧問弁護士等の意見と助言を求めることができる。
４．当社は、監査等委員から所要の費用の請求を受けた時は、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

⑨　財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の有効性を評価・報告する体制を整備する。

⑩　反社会的勢力排除に向けた基本方針
当社および子会社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを「倫理綱領」に定め、基本方針とする。また、必要に応じて警察や顧問弁護士などの外部の専門機関とも連携を取る。

⑵ 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

当社および子会社における業務の適正を確保する体制の主な運用状況の概要は以下のとおりであります。

①　内部統制システム基本方針の改定内容の周知
当社は、平成28年５月10日ならびに平成29年３月９日の当社取締役会の決議により内部統制システム基本方針の内容を一部改定しました。当該変更の後にその趣旨、内容等につきまして当社および子会社に説明を行い、

当該内部統制システム基本方針の周知を図り、対応を指示しました。

② コンプライアンス

企業倫理、コンプライアンスの一層の強化を図るため、「コンプライアンス委員会」を設置し、通常３か月に１回、代表取締役社長を委員長として当該委員会を開催しています。また、通常の報告ルートとは異なる内部通報制度を整備し、通報者の保護を図るとともに、不正行為の早期発見と是正に努めています。

③ 監査等委員の職務の執行について

当社の監査等委員は、監査等委員会を月１回定期的に開催し、情報交換を行い、取締役会やその他重要な会議への出席し、また内部監査室および会計監査人と連携して業務監査を実施しました。

④ 内部監査の実施について

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社およびグループ各社の内部監査を実施しました。

当社は、業務の適正を確保するための体制については、定期的な見直しによって改善を図り、より効果的な体制構築に努めています。

６．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営政策の一つと認識しており、今後の事業展開および財務体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、業績に裏打ちされた安定配当の維持継続を基本方針としています。

上記方針に基づき当期は、期末配当金を１株につき５円とさせていただきます。これにより通期の配当は、前期と同額の年間配当金１株当たり５円（中間配当０円、期末配当５円）となりました。

また、次期の配当につきましては、当社は基準日を平成29年３月31日、効力発生日を同年４月１日とする、１株につき２株の割合をもって行う株式分割を実施しており、上記利益配分の基本方針および業況認識により、実質今期と同額となる１株当たり年間配当額２円50銭（中間配当０円、期末配当２円50銭）とさせていただく予定です。

なお、剰余金の配当等については、平成27年６月29日開催の第34期定時株主総会において、会社法第459条第１項の規定に基づき、取締役会の決議によって定める旨を定款に規定しています。

連結貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**930,699**	**流動負債**	**1,586,966**
現金及び預金	551,570	買掛金	246,422
売掛金	10,531	１年内返済予定の長期借入金	795,974
預入金	112,196	リース債務	3,536
店舗食材	16,984	未払金	123,256
原材料	17,465	未払費用	252,425
仕込品	40,179	未払法人税等	21,577
貯蔵品	6,872	未払消費税等	70,276
前払費用	56,420	預り金	28,126
未収入金	96,422	前受収益	9,527
繰延税金資産	14,504	賞与引当金	26,004
その他	12,764	その他	9,838
貸倒引当金	△5,211	**固定負債**	**1,509,737**
固定資産	**3,349,654**	長期借入金	1,348,578
有形固定資産	**2,366,275**	退職給付に係る負債	31,084
建物	1,497,609	資産除去債務	107,599
構築物	90,590	その他	22,475
機械及び装置	14,509	**負債合計**	**3,096,703**
車両運搬具	0	**純資産の部**	
工具、器具及び備品	111,202	**株主資本**	**1,150,153**
土地	587,734	**資本金**	**662,184**
リース資産	563	**資本剰余金**	**381,243**
建設仮勘定	64,064	**利益剰余金**	**107,132**
無形固定資産	**16,167**	**自己株式**	**△407**
ソフトウェア	2,828	**その他の包括利益累計額**	**33,276**
リース資産	7,650	その他有価証券評価差額金	33,276
電話加入権	5,688	**新株予約権**	**219**
投資その他の資産	**967,211**	**純資産合計**	**1,183,650**
投資有価証券	219,340		
出資金	30		
長期前払費用	70,363		
差入保証金	564,521		
繰延税金資産	25,370		
その他	95,085		
貸倒引当金	△7,500		
資産合計	**4,280,353**	**負債純資産合計**	**4,280,353**

連結損益計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		6,637,861
売上原価		1,929,493
売上総利益		4,708,368
販売費及び一般管理費		4,560,020
営業利益		148,348
営業外収益		
受取利息	236	
受取配当金	2,469	
賃貸不動産収入	17,100	
その他	16,544	36,350
営業外費用		
支払利息	15,882	
賃貸不動産費用	15,560	
その他	3,116	34,559
経常利益		150,138
特別損失		
固定資産除却損	3,749	
固定資産売却損	2,390	
減損損失	68,013	74,152
税金等調整前当期純利益		75,986
法人税、住民税及び事業税	48,026	
法人税等調整額	△12,936	35,089
当期純利益		40,896
親会社株主に帰属する当期純利益		40,896

貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**766,544**	**流動負債**	**1,420,602**
現金及び預金	444,136	１年内返済予定の長期借入金	795,974
売掛金	7,706	リース債務	3,536
預入金	112,196	未払金	295,454
貯蔵品	341	未払費用	245,787
前払費用	54,018	未払法人税等	17,567
未収入金	137,668	未払消費税等	20,183
繰延税金資産	4,178	預り金	20,746
その他	11,508	前受収益	9,527
貸倒引当金	△5,211	賞与引当金	1,985
固定資産	**3,365,411**	その他	9,838
有形固定資産	**2,366,275**	**固定負債**	**1,509,737**
建物	1,497,609	長期借入金	1,348,578
構築物	90,590	退職給付引当金	31,084
機械及び装置	14,509	資産除去債務	107,599
車両運搬具	0	その他	22,475
工具、器具及び備品	111,202	**負債合計**	**2,930,339**
土地	587,734	**純資産の部**	
リース資産	563	**株主資本**	**1,168,119**
建設仮勘定	64,064	**資本金**	**662,184**
無形固定資産	**16,167**	**資本剰余金**	**381,243**
ソフトウェア	2,828	資本準備金	381,243
リース資産	7,650	**利益剰余金**	**125,098**
電話加入権	5,688	その他利益剰余金	125,098
投資その他の資産	**982,969**	繰越利益剰余金	125,098
投資有価証券	219,340	**自己株式**	**△407**
関係会社株式	34,155	**評価・換算差額等**	**33,276**
出資金	30	その他有価証券評価差額金	33,276
長期前払費用	70,363	**新株予約権**	**219**
差入保証金	564,521	**純資産合計**	**1,201,616**
繰延税金資産	6,971		
その他	95,085		
貸倒引当金	△7,500		
資産合計	**4,131,955**	**負債純資産合計**	**4,131,955**

損　益　計　算　書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**1,639,873**
売上総利益		**1,639,873**
販売費及び一般管理費		1,456,981
営業利益		**182,891**
営業外収益		
受取利息	21	
受取配当金	2,469	
賃貸不動産収入	17,100	
その他	11,173	30,764
営業外費用		
支払利息	15,882	
賃貸不動産費用	15,560	
その他	1,119	32,562
経常利益		**181,093**
特別損失		
固定資産除却損	3,749	
固定資産売却損	2,390	
減損損失	68,013	74,152
税引前当期純利益		**106,940**
法人税、住民税及び事業税	41,104	
法人税等調整額	△2,359	38,745
当期純利益		**68,195**

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月８日

株式会社ＪＢイレブン
　取締役会　御中

桜橋監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　野　場　友　純　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　北　岡　愼太郎　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社JBイレブンの平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社JBイレブン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成29年２月８日開催の取締役会決議に基づき、平成29年４月１日に普通株式１株を２株に分割する株式分割を行った。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月８日

株式会社ＪＢイレブン
　取締役会　御中

桜橋監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　野　場　友　純　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　北　岡　愼太郎　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社JBイレブンの平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成29年２月８日開催の取締役会決議に基づき、平成29年４月１日に普通株式１株を２株に分割する株式分割を行った。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第36期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①　監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人桜橋監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人桜橋監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成29年５月８日

株式会社ＪＢイレブン　監査等委員会

監査等委員　　伊　藤　眞一郎　　㊞

監査等委員　　木　村　元　泰　　㊞

監査等委員　　岩　瀬　余止秀　　㊞

（注）　監査等委員木村元泰および岩瀬余止秀は、会社法第２条第15号および第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（６名）が任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため１名増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同じ）７名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	新美（にいみ）　司（つかさ） （昭和38年12月20日生）	昭和61年８月　当社取締役（非常勤） 昭和62年９月　当社常務取締役 平成３年８月　当社代表取締役専務 平成６年７月　当社代表取締役社長（現任） 平成22年６月　元気寿司株式会社取締役 平成28年６月　桶狭間フーズ株式会社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 桶狭間フーズ株式会社取締役	924,000株
2	永江（ながえ）　修哉（しゅうや） （昭和30年７月３日生）	平成21年３月　当社入社 平成21年５月　店舗開発部長 平成22年１月　執行役員店舗開発部長 平成22年９月　取締役営業第一部・営業第二部・店舗開発部担当　店舗開発部長 平成23年９月　常務取締役店舗開発部担当　店舗開発部長 平成24年１月　常務取締役店舗開発部・人事部担当　店舗開発部長 平成25年11月　常務取締役店舗開発部・人事部担当 平成29年４月　専務取締役店舗開発部・人事部担当（現任）	28,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	伊藤真一（いとう しんいち） （昭和49年６月26日生）	平成９年４月　当社入社 平成22年４月　営業第一部長 平成22年７月　執行役員営業第一部長 平成23年９月　取締役営業第一部・営業第二部担当　営業第一部長 平成23年12月　取締役営業第一部・営業第二部・トレーニング部・品質推進部・商品開発部担当　商品開発部長 平成25年４月　取締役営業第一部・営業第二部・営業推進部・製造外販部・商品部担当　商品部長 平成26年10月　取締役商品部担当　商品部長 桶狭間フーズ株式会社代表取締役社長 平成27年８月　取締役総務部・経理部・経営管理部担当　総務部長 桶狭間フーズ株式会社取締役（現任） 平成28年２月　ＪＢレストラン株式会社取締役（現任） 平成28年６月　取締役総務部・経理部・経営管理部担当　総務部長兼 経営管理部長 平成29年４月　取締役総務部・経理部担当　総務部長（現任） （重要な兼職の状況） ＪＢレストラン株式会社取締役 桶狭間フーズ株式会社取締役	18,800株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	亀岡（かめおか）　巧（さとし） （昭和47年10月７日生）	平成７年４月　当社入社 平成15年９月　取締役商品部長 平成16年６月　取締役商品部長兼第３事業部長 平成16年10月　取締役業態開発部長 平成17年５月　取締役商品部長 平成19年３月　取締役総務部長 平成21年５月　取締役品質推進部・商品開発部担当　商品開発部長 平成23年５月　取締役人事部・総務部担当　人事部長兼総務部長 平成23年９月　取締役人事部・総務部・経理部担当　総務部長 平成24年１月　取締役総務部・経理部・経営推進室担当　総務部長 平成24年４月　取締役総務部・経理部担当　総務部長 平成26年４月　取締役総務部・経理部・経営管理部担当　総務部長 平成26年10月　ＪＢレストラン株式会社取締役 桶狭間フーズ株式会社取締役 平成27年８月　取締役商品部担当　商品部長 桶狭間フーズ株式会社代表取締役社長（現任） 平成28年２月　取締役商品部担当（現任） （重要な兼職の状況） 桶狭間フーズ株式会社代表取締役社長	44,272株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	福島寿雄（ふくしまひさお） （昭和55年８月23日生）	平成20年７月　当社入社 平成25年７月　営業第一部長 平成26年４月　執行役員営業第一部長 平成26年６月　執行役員営業第一部・営業第二部・営業推進部担当 営業推進部長 平成26年10月　執行役員営業推進部担当 営業推進部長 ＪＢレストラン株式会社代表取締役社長（現任） 平成27年６月　取締役営業推進部担当　営業推進部長 平成29年４月　取締役教育訓練部担当　教育訓練部長（現任） （重要な兼職の状況） ＪＢレストラン株式会社代表取締役社長	2,400株
6 新任	相川眞（あいかわまこと） （昭和30年３月18日生）	昭和53年４月　株式会社東海銀行（現株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）入行 平成19年12月　エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社入社 平成27年７月　三河信用組合（現愛知県中央信用組合）入組 平成29年４月　当社入社 総務部副部長兼経理部副部長（現任）	1,600株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	椋本充士（むくもとあつし） (昭和36年11月30日生)	平成２年５月　株式会社グルメ杵屋入社 平成10年６月　元気寿司株式会社取締役 平成13年６月　株式会社グルメ杵屋取締役 平成17年６月　同社常務取締役 平成18年４月　ともえ商事株式会社代表取締役社長 平成20年９月　当社社外取締役（現任） 平成22年４月　株式会社グルメ杵屋代表取締役社長（現任） 平成22年６月　株式会社エイエイエスケータリング取締役 平成22年12月　社会福祉法人ジー・ケー社会貢献会理事長（現任） 平成25年６月　株式会社エイエイエスケータリング取締役会長（現任） 平成25年６月　大阪木津市場株式会社取締役（現任） 平成26年５月　カッパ・クリエイトホールディングス株式会社取締役 平成27年６月　株式会社神明ホールディング取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社グルメ杵屋代表取締役社長 社会福祉法人ジー・ケー社会貢献会理事長 株式会社エイエイエスケータリング取締役会長 大阪木津市場株式会社取締役 株式会社神明ホールディング取締役	517,200株

（注）１．各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．椋本充士氏は、社外取締役候補者であります。

３．椋本充士氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって８年９か月であります。

４．社外取締役候補者の選任理由について

椋本充士氏は、株式会社グルメ杵屋の代表取締役社長の経験等、会社経営の専門家としての豊富な経歴とその経歴を通じて培った見識を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役候補者とするものであります。

５．椋本充士氏と当社の間で会社法第427条第１項の規定に基づき同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が再任されますと当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額を限度としております。

６．当社は椋本充士氏を名古屋証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員として指定し、同取引所に届けております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第２号議案　補欠の監査等委員である取締役２名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第３項の規定に基づき、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役２名の選任をお願いするものであります。

中島秀一氏は伊藤眞一郎氏の補欠、花井勉氏は木村元泰氏および岩瀬余止秀氏の補欠としての候補者であります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	中島秀一（なかしま しゅういち） （昭和52年８月16日生）	平成20年７月　当社入社 平成23年10月　人事部長 平成24年４月　営業第二部長 平成26年１月　内部監査室長（現任）	－
2	花井勉（はない つとむ） （昭和34年４月10日生）	昭和58年４月　大和證券株式会社入社 平成８年４月　中小企業診断士登録 平成10年４月　有限会社プロップ設立代表取締役 平成12年12月　ＪＲＣＡ品質マネジメントシステム主任審査員登録 平成21年12月　株式会社プロップ代表取締役(現任)	－

（注）１．各補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．花井勉氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。

３．花井勉氏は、経営コンサルタントおよび中小企業診断士として培われた見識を、当社の経営監視体制強化に活かしていただくため、補欠の社外取締役候補者とするものであります。

４．花井勉氏が社外取締役に就任された場合には、当社との間で会社法第427条第１項の規定に基づき同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額を限度としております。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額および内容決定の件

本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）を対象に、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

なお、平成28年6月27日開催の第35期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬は年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内。ただし使用人分給与は含まない。）とご承認いただいていますが、本定時株主総会では、本制度を新たに導入し、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下同じ）に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いします。

取締役は、本制度に基づき当社から支給される金銭報酬債権の全部を出資債権として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けることとなります。

本制度に基づき取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は年額20百万円以内とします。各取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定します。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は６名でありますが、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は第１号議案が原案通り承認可決されますと、７名（うち社外取締役１名）となります。したがいまして、現在の本議案に係る対象者となる取締役の員数は６名となります。

本制度により、当社が新たに発行しまたは処分する普通株式の総数は、年30,000株以内とし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当を含む。）または株式併合が行われた場合、当該効力発行日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。

その１株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における名古屋証券取引所第２部における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

また、本制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の取締役との間において、①一定期間、

本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどを内容に含む契約（以下「譲渡制限付株式割当契約」といいます。）が締結されることを条件とします。

（ご参考）

当社は、当社の執行役員に対し、上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を付与する予定です。

以上

メ　　モ

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：日本ガイシフォーラム２階レセプションホール
名古屋市南区東又兵ヱ町五丁目１番地の16
TEL 052-614-3131



交通　●ＪＲ東海道線「笠寺駅」下車、連絡橋で徒歩３分
（ＪＲ名古屋駅から東海道線上りの普通電車にて約10分で笠寺駅です。
なお、快速電車等は笠寺駅に停車しませんのでご注意ください。）
●名古屋市バス基幹１　栄→笠寺駅「笠寺駅」下車、連絡橋で徒歩３分

＊　有料駐車場は、満車のため利用できないことがありますので、公共交通機関のご利用をお願いいたします。